

## (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同法第九十条の十一の三第一項及び第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規定 平成二十七年五月一日

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分を除く。）、同法第四十五条第一項第二号の改正規定、同法第六十条の次に三条を加える改正規定、同法第二編第三章第二節中第九十五条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に一款を加える改正規定、同編第七章を同編第八章とする改正規定、同法第一百五十三条の改正規定、同編第六章中同条の次に四条を加える改正規定、同章を同編第七章とし、同編第五章の次に一章を加える改正規定、同法第一百五十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第二款の次に一款を加える改正規定、同法第一百六十七条の改正規定、同法第一百六十八条の改正規定並びに同法第二百三十八条第三項及び第二百四十一条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定

ロ 第三条の規定（同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第三十四条第一項から第三項までの規定

ハ 第六条中国税通則法第七十条第四項の改正規定、同法第七十三条第三項本文の改正規定及び同法第七十四条の九の改正規定（同条第三項第二号中「の規定により」を「において」に改める部分を除く。）並びに附則第五十三条第四項及び第一百十四条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

二 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定

ホ 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項の改正規定、

同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条第二項各号の改正規定、

同条を同法第四十一条の二十二とし、同条の次に一条を加える改正規

定、同法第七十条の二第二項第一号の改正規定、同法第七十条の三第

三項第一号イの改正規定及び同法第九十三条第一項第一号の改正規定

ヘ 第九条中税理士法第三十四条に一項を加える改正規定及び附則第一百

条の規定

ト 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

に関する法律第三十八条の二第二項第一号イの改正規定

チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために

必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二

十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改

正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（「第四十二条第一項」を

「第四十二条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項

の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同

表租税特別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、

同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同

法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

リ 附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日

イ 第二条中法人税法第八十四条の改正規定及び同法別表第二の改正規

定

ロ 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加

える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分

及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正

規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規

定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）並びに附則第三

十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第

四十条から第四十七条まで、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十八条

の規定

ハ 第六条中国税通則法第二条第九号の改正規定、同法第十五条第二項

第七号の改正規定（「充てん場」を「充壌場」に改める部分を除く。）

）及び同法第三十八条第三項第三号の改正規定

二 第八条中租税特別措置法第八十五条第一項の改正規定、同法第六条第一項の改正規定、同法第八十六条の四の見出しの改正規定、同法第八十七条の七第二項の改正規定及び同法第八十八条の三第二項の改正規定

改正規定

四 本第十条の規定

次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十二条の二」を「第二百三十二条」に改める部分に限る。）、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百八十五条第一項の改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百九十条の改正規定、同法第一百九十四条の改正規定、同法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十五条の二の改正規定、同法第一百九十八条第二項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法第二百二十四条の見出しの改正規定、同法第二百三十二条から第二百三十六条までを削り、同法第二百三十二条の三を同法第二百三十三条とし、同条の次に次のように加える改正規定、同法第五編第二章中第二百三十二条の二を第二百三十二条とする改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第十条、第十二条第一項、第十三条第一項及び第二十条の規定

ロ 第二条中法人税法第六十七条第三項第五号の改正規定及び同法第十一条の十三第二項第四号の改正規定並びに附則第二十八条及び第三十一条の規定

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、同法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第八条の二第一項第一号の改正規定、同法第八条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十条の二の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条を同法第十条の二とする改正規定

、同法第十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第十条の五の二を削る改正規定、同法第十条の五の三の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という」を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）」を加える部分、「もの（）」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改める部分を除く。）、同条を同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の四の改正規定、同条を同法第十条の五の三とする改正規定、同法第十条の五の改正規定、同条を同法第十条の五の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定（「第三項（）を「次項」に改める部分を除く。」）、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定（「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を同法第十三条の二とする改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定（「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。）、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第六条第二項第五号の改正規定、同法第二十八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第十六項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。）

、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の三とする改正規定、同法第三十七条の十四の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十七条第三項、第一百十五条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の改正規定に限る。）、第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。）に限る。）及び第一百二十九条の規定

二 第十一条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第一百一条第二項、第三項及び第五項の規定

ホ 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の三の二の改正規定、同法第十条の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「前三条の規定の適用がある場合」の下に「（これらの規定の適用を受ける年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出する場合に限る。）」を加える部分を除く。）、同法第十条の五第三項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十一条第一項の改正規定及び同法第十二条第八項の改正規定

ヘ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（

「第三十七条の十一の四第一項」の下に、「第三十七条の十四の二第八項」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の表内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定

ト 第十七条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）  
附則第五十条の改正規定

チ 第十九条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百号）附則第五十九条第十二項の改正規定

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イ 第一条中所得税法第九十五条第四項第七号の改正規定、同法第一百六十五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第一百六十五条の六第四項第六号の改正規定並びに附則第十一条の規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第十条の三第四項の改正規定、同法第二十三条の二の改正規定、同法第三十九条の二の改正規定、同法第六十九条第四項第七号の改正規定、同法第一百四十二条の五第二項の改正規定、同法第三編第二章第一節第三款中第一百四十二条の九を第一百四十二条の十とし、同節第二款中第一百四十二条の八の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の二第四項第六号の改正規定、同法第一百四十四条の三第二項の改正規定、同法第一百四十四条の十三第十項の改正規定、同法第一百四十九条の改正規定及び同法第一百五十条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条、第三十二条及び第三十三条の規定

ハ 第四条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）及び附則第四十八条の規定

ニ 第五条の規定及び附則第四十九条から第五十二条までの規定

ホ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の表法人税法第一百四十五条の項の改正規定

ヘ 第八条中租税特別措置法第九条の四の改正規定、同法第四十一条の

十三の二第一項の改正規定、同法第四十二条の四第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定（「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に改める部分及び「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十二第六項の改正規定（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定（「同法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分に限る。）、同項第七号の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の三第十項の改正規定、同法第六十六条の八の改正規定、同法第六十六条の九の四の改正規定、同法第六十七条の十七第二項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の三の四第四項の改正規定、同法第六十八条の九十二の改正規定及び同法第六十八条の九十三の四の改正規定並びに附則第五十五条、第八十三条第三項及び第五項並びに第九十四条第三項及び第五項の規定ト第十二条の規定及び附則第一百二条から第一百五条までの規定六次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第七条中租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定（「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加える部分に限る。）

七 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日

イ 第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定（同項ただし書に係

る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定（同項第一号ロに係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第一百二十条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ 第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

八 第三条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定並びに附則第三十四条第四項及び第一百二十七条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（「第五十九条第一項から第三項まで」）を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 平成三十年一月一日

九 次に掲げる規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日

イ 第一条中所得税法第十条の改正規定、同法第二百二十四条第一項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第二百二十四条の三第一項の改正規定並びに同法第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十九条までの規定

ロ 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項の改正規定及び同法第三十七条の十四第七項の改正規定並びに附則第六十八条及び第六十九条第二項の規定

ハ 第十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定並びに附則第一百一条第一項、第四項及び第六項の規定

十一

次に掲げる規定 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

(平成二十六年法律第百十八号) の施行の日

イ 第一条中所得税法第四十五条第一項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定

ロ 第二条中法人税法第五十五条第四項の改正規定及び附則第二十六条の規定

十一 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年

法律第  
号) の施行の日

イ 第八条中租税特別措置法第十条の四の改正規定、同法第十条の五の改正規定(同条第二項第六号中「他の者」の下に「(当該個人が非居住者である場合の所得税法第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。)」を加える部分を除く。)、同法第十条の六第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定(「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分に限る。)、同法第三十七条第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第三十七条の三の改正規定(同条第二項中「及び第十三条の二」を削る部分を除く。)、同法第三十七条の五の改正規定(同条第一項の表の第二号の上欄の口に係る部分及び同条第二項の二の表第三十七条第四項の項に係る部分を除く。)、同法第三十七条の十三第一項第四号の改正規定、同法第四十二条の十二の改正規定(同条第一項に係る部分、「法人税の額(この条、第四十二条の二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く)を「調整前法人税額(第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいうに改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。)、同条第六項に係る部分(

第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」として、「同項」を「同条第一項から第三項まで」と改める部分を除く。」及び同条第二項に係る部分（同項第一号中「同法第一百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）を除く。）、同条を同法第四十二条の十二とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「（第四十二条の十二）を「（第四十二条の十二）に改める部分に限る。」）、同法第四十二条の十三第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第五十二条の二第一項の改正規定（「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二第一項」を加える部分に限る。）、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十、第四十二条の十一」を「第四十二条の十から第四十二条の十二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十五条の八第十八項の改正規定、同項を同条第十九项とし、同条第十七項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定（「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二」を「第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二の改正規定（同条第一項に係る部分（「法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く」を「調整前

連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額を「いう」に、「この項において「調整前連結税額」という」を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）を除く。）

同条を同法第六十八条の十五の三とする改正規定、同法第六十八条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三に改める部分に限る。」）、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の改正規定、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同項第八号を同項第九号とする部分を除く。）、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十五第一項」の下に「第六十八条の十五の二第一項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の十四、第六十八条の十五」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十八第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の七十九第十九項の改正規定及び同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六十条、第六十一条、第六十四条第十四項、第六十七条第四項、第七十三条第三項、第七十六条、第七十七条第一項、第八十二条第三項、第八十七条第一項及び第九十三条第三項の規定に関する法律第十七条の三第二項第四号の改正規定、同法第十七条の二第二項第五号の改正規定、同法第十七条の三の三第二項第五号の改正規定、同法第十九条第十四項の改正規定、同法第二十五条の三第二項第四号の改正規定、同法第二十五条の三の二第二項第五号の改正規定、同法第二十五条の三の三第二項第五号の改正規定及び同法第二十七条第十四項の改正規定

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）

- 十二 第八条中租税特別措置法第十四条の二第二項第四号の改正規定（「ものの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加える部分を除く。）、同法第三十七条第一項の表の第一号の上欄の改正規定、同法第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄の口の改正規定及び同法第四十七条の二第三項第四号の改正規定（「ものの」の下に「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに附則第六十四条第十二項及び第十三項、第七十九条第十三項及び第十四項並びに第九十条第十三項及び第十四項の規定 水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日
- 十三 第八条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項に一号を加える改正規定、同法第四十二条の十第一項の改正規定（「第十一项」を「第十項」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第六十八条の十四第一項の改正規定（「第十二項」を「第十一项」に改める部分を除く。）並びに附則第六十七条第一項、第七十五条第一項及び第八十六条の規定 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
- 十四 第八条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定及び同法第六十八条の五十三条の改正規定並びに附則第八十条第一項及び第九十一条第一項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日
- 十五 第八条中租税特別措置法第五十七条の四の改正規定、同法第六十八条の五十四条の改正規定及び同法第九十条の四の三第一項の改正規定（「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第八十条第二項、第九十一条第二項及び第一百二十一条の規定 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二条）の施行の日
- 十六 第八条中租税特別措置法第八十二条（見出しを含む。）の改正規定 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第七号の改正規定、同法第十条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十条の二の二の改正規定、同法第十条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の二の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十七条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第十八条の八を同法第十八条の九とする改正規定、同法第十八条の七の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第二十五条の二の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第二十六条」を「第三十六条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第六十五条」を「第七十五条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第二十七条」を「第三十七条」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三第一項の改正規定、同法第二十六条の八の改正規定（同条第四項に係る部分（「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の九第三項第二号」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第二十六条の九とする改正規定及び同法第二十六条の七の次に一条を加える改正規定（福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十九条までにおいて「新所得税法」という。）

の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

**第三条** 新所得税法第十条第二項及び第五項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に提出する新所得税法第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書について適用し、同日前に提出した第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第二十条までにおいて「旧所得税法」という。)第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

**第四条** 新所得税法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

(配当等とみなす金額に関する経過措置)

**第五条** 新所得税法第二十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける金銭その他の資産について適用し、施行日前に旧所得税法第二十五条第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受けた金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

**第六条** 新所得税法第四十五条第一項(第十二号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第十二号に掲げるものについて適用する。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

**第七条** 新所得税法第六十条の二の規定は、居住者が平成二十七年七月一日以後に同条第一項に規定する国外転出をする場合について適用する。

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

**第八条** 新所得税法第六十条の三の規定は、平成二十七年七月一日以後の同条第一項に規定する贈与等について適用する。

(外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

**第九条** 新所得税法第六十条の四の規定は、平成二十七年七月一日以後に同条第三項の事由が生ずる場合について適用する。

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

**第十条** 新所得税法第一百二十条第三項(新所得税法第一百二十二条第三項、第一百二十三条第三項、第一百二十五条第四項及び第一百二十七条第四項(これらの規定を新所得税法第一百六十六条において準用する場合を含む。)並びに第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、平成二十七年分以前の所得税に係る確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

(特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する経過措置)

**第十一條** 新所得税法第一百六十五条の五の二の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

**第十二条** 新所得税法第四編第二章第一節の規定、新所得税法第一百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等(次項において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する新所得税法第二百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第二百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書及び新所得税法第二百九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

**第十三条** 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等(次項において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

**2** 新所得税法第二百三条の五の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第九項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(所得税法の一部改正に伴う調整規定)

**第十四条** 附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条第三項中「第二百九十四条第四項」とあるのは「第二百九十四条第七項」と、「第二百九十五条第四項」とあるのは「第二百九十五条第五項」と、同条第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第五項中「同条第八項」とあるのは「同条第九項」とする。

(利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置)

**第十五条** 新所得税法第二百二十四条第一項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払の確定する同項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した旧所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

**2** 新所得税法第二百二十四条第二項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子、剩余金の配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二百二十四

条第二項に規定する利子、剩余金の配当又は収益の分配については、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知に関する経過措置)

**第十六条** 新所得税法第二百二十四条の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

**第十七条** 新所得税法第二百二十四条の四の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置)

**第十八条** 新所得税法第二百二十四条の五第一項の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

**第十九条** 新所得税法第二百二十四条の六の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡については、なお従前の例による。

(財産債務明細書の提出に関する経過措置)

**第二十条** 平成一十八年一月一日前に提出すべき旧所得税法第二百三十二条

第一項の明細書については、なお従前の例による。

(法人税法の一一部改正に伴う経過措置の原則)

**第二十一条** この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置)

**第二十二条** 新法人税法第十条の三第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が平成二十八年四月一日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

(受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

**第二十三条** 新法人税法第二十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に受けける投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十七条の金銭の分配（以下この条及び附則第二十五条において「金銭の分配」という。）の額について適用し、法人が施行日前に受けた金銭の分配の額については、なお従前の例による。

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置)

**第二十四条** 新法人税法第二十三条の二の規定は、内国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において同条第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額について適用し、内国法人が同日前に開始した事業年度において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二十三条の二第一項に規定する外國子会社から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額については、なお従前の例による。

2 内国法人の平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における新法人税法第二十三条の二の規定の適用について、同条第二項第一号及び第三項中「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額」とあるのは、「外国子会社から受けた剰余金の配当等の額（平成二十八年四月一日において保有する当該外国子会社の株式又は出資（同日において外國子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限る。）に係るもの）を除く。」とする。

（配当等の額とみなす金額に関する経過措置）

**第二十五条** 新法人税法第二十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項の法人の金銭の分配により交付を受ける金銭の額について適用し、法人が施行日前に旧法人税法第二十四条第一項の法人の金銭の分配により交付を受けた金銭の額については、なお従前の例による。

（不正行為等に係る費用等の損金不算入に関する経過措置）

**第二十六条** 新法人税法第五十五条第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行われた行為に係る同項第六号に掲げるものについて適用する。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

**第二十七条** 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項から第九項までを除く。）の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 法人の施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第十一項並びに第五十八条第一項ただし書及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

（特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

**第二十八条** 旧法人税法第六十七条第一項に規定する特定同族会社が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等（地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る旧法人税法第六十七条第三項第五号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

**第二十九条** 新法人税法第八十一条の四の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度（新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

**第三十条** 新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項から第十一项までを除く。）の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

**2** 連結親法人の施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五十」とあるのは、「百分の六十五」とする。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

**第三十一条** 旧法人税法第八十一条の十三第一項に規定する連結法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る同条第二項第四号に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。